

「臨時運行許可業務の実態調査」の結果について

中部運輸局自動車技術安全部管理課
令和6年8月

1. 調査結果概要

【目的】

- 臨時運行許可証、臨時運行許可番号標の適正な管理の観点から、自治体が行う臨時運行許可業務の実態を把握するとともに分析し、今後の臨時運行許可の制度の適正な運用や効果的な技術的助言等を行うことを目的として調査を実施したもの。
先行して近畿運輸局において、近畿運輸局管内の自治体における臨時運行許可業務の実態調査を実施したところであるが、全国でも同様に実態を把握・分析するため、各運輸局により調査を行ったもの。

【対象】

- 臨時運行許可を実施している中部局管内の自治体
… 147市町（105市、42町）
- 臨時運行許可証、番号標の取扱い等の実態…令和4年度実績

【回答数】

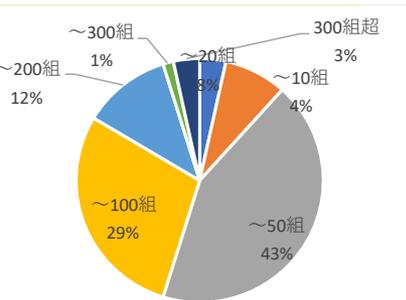
- 146市町（104市42町）

2. 基礎データ：各調査項目ごとの数値等による自治体の割合①

- 保有する仮ナンバーの組数は自治体によって大きく異なる(最小8組、最大998組、平均74組)
- 違反ゼロの自治体は約7%、自治体あたりの平均違反数は66件/年

(注)この資料での「違反」とは、臨時運行許可番号標の返納期間内未返納のことをいう。
返納期間とは、臨時運行許可の有効期間が満了した日から5日以内。

① 仮ナンバー保有数の状況 (有効回答数146/147)



保有組数	割合
~10組	1%
~20組	3%
~50組	43%
~100組	29%
~200組	12%
~300組	3%
300組超	3%

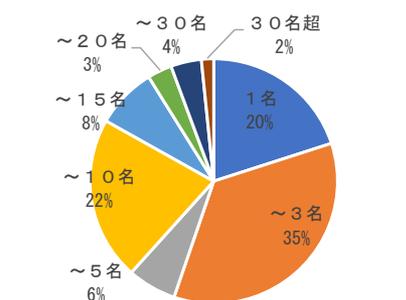
保有組数が最小の自治体では8組、最大の自治体では998組、2番目は600組、3番目は494組であり、保有組数が300枚を超えているのは、中部管内で5自治体で、それ以外は250枚以下であるため、人口や地域の実情等によって自治体毎の保有組数には大きな開きがあることが分かった。

なお、300枚を超えているのは、愛知県及び静岡県自治体である。

また、50組までの保有自治体が全体の過半数(55%)を占めており、100組までの場合では8割以上(84%)を占めている。

なお、全体の平均保有組数は74.0組であった。

② 担当職員数の状況 (有効回答数146/147)



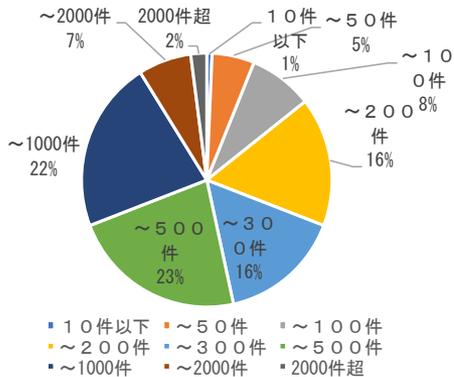
担当職員数	割合
1名	20%
~3名	35%
~5名	6%
~10名	22%
~15名	8%
~20名	3%
~30名	4%
30名超	2%

担当職員数については専任・兼任の合計数で確認した。最小の自治体では1名、最大の自治体では36名と自治体によって職員数にも大きな開きがあることが分かった。

また、担当職員数3名以下の自治体が約4割(55%)を占め、5名以下では約6割、10名以下では8割以上を占める。担当職員が2~3人の自治体が最も多く、全体の35%を占めている。

なお、自治体当たりの平均の担当職員数は5.8人であった。

③ 許可件数の状況 (有効回答数146/147)

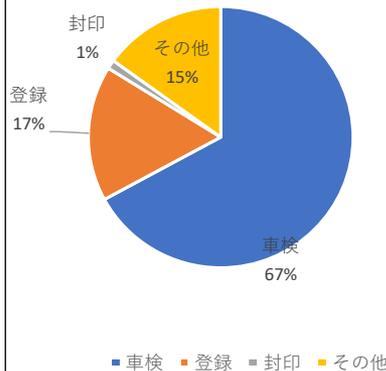


許可件数が最小の自治体では9件、最大の自治体では6,609件であり、管内上位3自治体は3,500件を超えているが、それ以外は約1,600件より少ないため、人口や地域の実情等によって自治体毎の許可件数にも大きな開きがあることが分かった。

また、200件超1,000件までの自治体が全体の約6割(61%)を占めていることが分かった。

なお、自治体当たりの平均許可件数は505.6件であった。

④ 運行の目的の状況 (有効回答数145/147)



車検が全体の67%と一番多く、次いで登録17%であった。

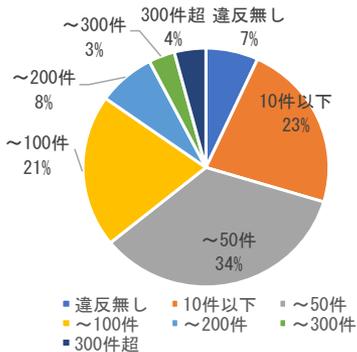
○その他で多かったものは以下のとおり

- ・車両整備のため
- ・販売のため
- ・オークションのため
- ・試運転のため
- ・自動車登録番号標の再交付のため

○その他で「自動車検査登録制度と臨時運行許可業務について平成21年4月発行」に記載のないものは以下のとおり

- ・解体
- ・行政処分終了に伴うナンバー取り付け
- ・ナンバープレートの盗難など

⑤ 違反件数の状況 (有効回答数145/147)



違反件数0件と回答した自治体は全体の7%にとどまり、違反件数が最大の自治体では1,086件であった。

1年間で違反が50件以下の自治体が全体の6割を占めており、10件超~50件以下の自治体が全体の34%と最も多かった。

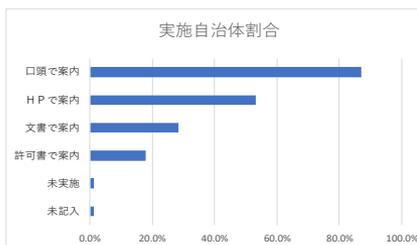
また、自治体当たりの平均違反件数は66.4件であった。

なお、許可件数との相関関係は見られなかった。

3. 番号標の返納義務違反に着目した分析結果①

- 返却期限を申請者に複数の手法で伝える自治体が半数超、申請・貸与時に複数回伝える自治体も
- 違反ゼロの自治体は7%、全体の平均違反率は18.2%

①返納期限があることの案内方法 (有効回答数:145/147) * 複数回答



許可終了後5日以内に返納する必要がある旨の案内を何らかの方法で実施している自治体は全体の約9割であることが確認できた。

最も多い口頭案内が86.9%、ホームページで案内が53.1%、文書で案内が28.3%、許可証で案内が17.9%であったが、多くの自治体ではこれらの案内を複合的に実施していることが確認できた。

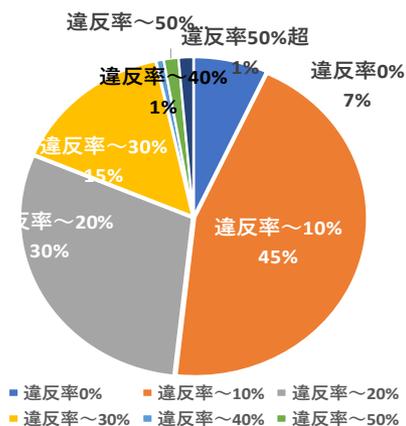
一方、1.4%の自治体では特段の案内をしていないことも確認された。

①-2案内方法の詳細 (有効回答数:145/147)

①の案内方法で大別される口頭案内、HPで案内、文書等で案内の3つの取組（複数実施している自治体が多い）のほか、工夫を凝らしたと思われる取組を追加実施している自治体もあった。具体例として調査で確認できた例は以下のとおり。

- ・案内文書に返納期限を赤字で明記
- ・返却についての案内文書を複数言語で作成し配布
- ・貸与時に許可証の下部にある返納日を提示し口頭で案内
- ・申請時に返却期限を記載した用紙を渡したうえで口頭にて案内し、さらに貸与・精算時にも重ねて返却期日の案内をしている。
- ・申請用紙にて返却期間の確認を行う。
- ・窓口で返却期日をカレンダーを示し具体的に口頭により案内。
- ・許可証や番号標を入れるケースに返納に関する文書を同封

②違反率ごとの自治体数の割合 (有効回答数:145/147)

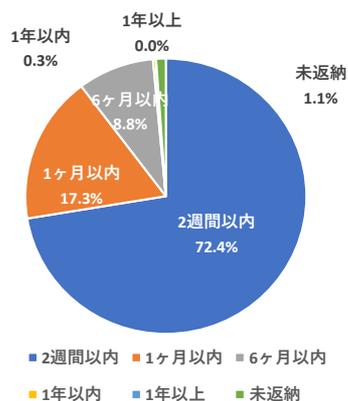


各自治体ごとに、許可件数に占める返納期間内に未返納となった違反件数の割合を算出し、違反率0%から50%超までのグループに分類した。

違反率0%（違反ゼロ）の自治体が7%に過ぎず、違反率81.2%にのぼる自治体もあった。

なお、**自治体単位での平均違反率は13.0%であった。**

③返納されなかった期間別割合 (有効回答数:145/147) * 複数回答



返納までの期間ごとの割合は、2週間以内が全体の72.4%と最も多い。

次いで、2週間超～1か月以内の17.3%、1か月超～6か月以内の8.8%となった。

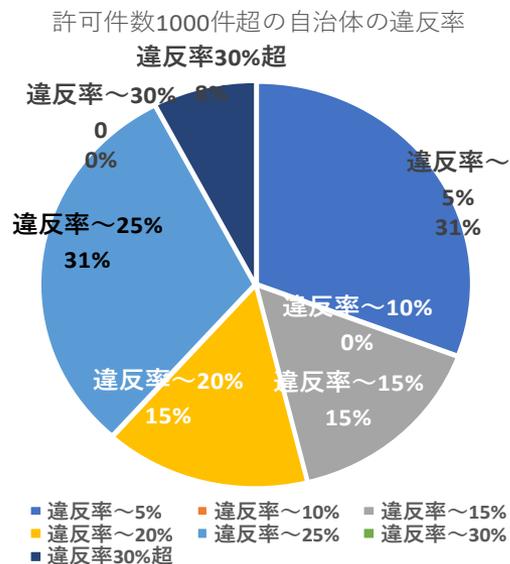
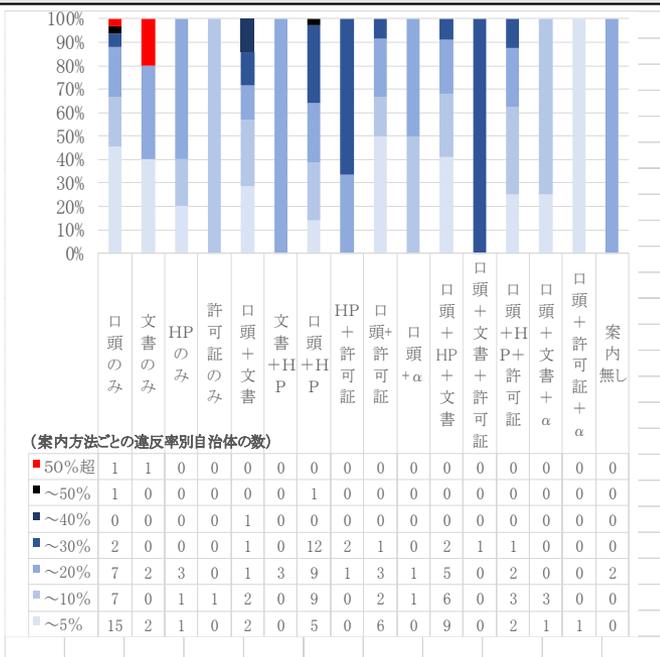
未返納の期間が1か月以下の割合は89.7%、6か月以下では98.5%であることから、未返納となった場合でも、半年以内に、ほぼ回収が来ていることがわかる。

なお、失効に至った各自治体における**最多組数は11組で、管内全体の合計は73組だった。**

3. 番号標の返納義務違反に着目した分析結果②

- 返納義務違反において大多数を占めるのが遅滞であったため、返納期限の案内方法を分析した
- 違反率が高い自治体では、単一方法での案内が主な案内方法だったことが確認された
- 違反率が抑えられている自治体では、申請者ごとの返納期日を記載した文書で案内を行うなどの工夫を行っている傾向が伺えた

④ 返納期限の案内方法と自治体の違反率の関係 (有効指標数:145/147)



返納期限に関する案内方法は、口頭案内、文書で案内、HPで案内、許可証で案内の4つに大別できる。

どれか一つを実施、複数を実施、それ以外の工夫(+αとして表示)を含めて16種類に分類した。

取組別としては、口頭+HPで案内の自治体が36と最も多く、また違反率が50%を超える高い自治体(赤色部分)が存在している案内方法としては、口頭のみで案内か、文書のみで案内であり、いずれも**単一方法での案内が主となっている案内方法で違反率が高い自治体の存在が確認された。**

一方、許可件数が1000件を超える自治体に絞って違反率を調べてみたところ、違反率5%までの自治体が3割であった。

これらのすべての自治体では、口頭案内に加えて文書や許可証へ返納日や期限を記載して案内している。

また、**貸与申請時に返却期限を記載した用紙を渡したうえで口頭にて案内し、さらに貸与・精算時にも重ねて返却期日の案内をしている等の一工夫を行っていることが伺えた。**

4. 返納義務違反に関する督促等の対応状況

- 期限後2週間以内に6割の自治体が電話による督促を実施、督促状の送付は3か月以内で実施する自治体が多いが、訪問や催告に至る自治体は少なかった

① 電話督促の状況：有効回答数144／147

- ・ 返納期間内未返納となった場合にまず最初に行うのが電話による督促であると考えられる。
- ・ 調査結果から、期間経過後3日以内に連絡を行う自治体が約1割、1週間以内までの場合は約4割、2週間以内までになると全体の約6割という状況であった。
- ・ 一方で、件数は少ないものの1年以上督促をしていない自治体や、督促自体を実施していない自治体も見受けられた。

② 文書督促の状況：有効回答数144／147

- ・ ①の電話による督促が功を奏しない場合、次に考えられる手段として文書による督促が考えられる。
- ・ 調査結果から、1ヶ月以内で文書による督促を行っている自治体が多く、全体の約3割であり、3ヶ月以内までになると全体の半数以上という状況であった。その他には、事案に応じた個別対応で一律に実施時期は決めていないなどの対応が見られた。

③ 訪問による督促：有効回答数144／147

④ 文書による催告：有効回答数144／147

⑤ 訪問による催告：有効回答数144／147

- ・ 以上については、②の文書による督促でも功を奏しない場合、次の対策として実施することが考えられるものであるが、いずれの対応も、調査結果では未実施である自治体の割合が5割前後と多く、違反事例なしは2割前後であった。また、3か月以内までに実施している自治体は2割前後であった。
- ・ それ以外では、事案に応じて必要であるかどうかも含め実施時期などはまちまちで、前対応した取組から一定期間経過後に実施するなど、当初の返納期間経過からの明確な期間設定が不明である回答が多く、事案に応じた個別的な対応で実施されている状況であることが伺えた。
- ・ 電話・文書・訪問による督促は時間や発出者を変えるなどし複数回行う自治体が多く、その他には別件で市役所に来庁された際に口頭で返納を督促している自治体も見受けられた。

⑥ 失効の告示：有効回答数144／147

- ・ 失効の告示については、返納の見込みがない場合に行うものであるが、紛失や盗難の場合などはその時点で返納の見込みがなく、また、悪用される可能性が高いことから速やかな失効対応を行った回答は2%程度であった。明らかな紛失、盗難以外の場合と考えられる半年以内までの失効対応をしている自治体は約2割であった。
- ・ また、この調査で一番多かった回答は、未実施で約3割、次に違反事例なしで約2割であった。
- ・ その他には約1年程度督促を行ってから実施する自治体が6%であった。
- ・ 今回の調査で1年以上経過(数年経過)しても失効の告示を行っていない事例があるということが確認されたことは問題であるとする。

⑦ 警察への相談・告発：有効回答数144／147

- ・ 警察への相談や告発についても、未実施の自治体が約4割と一番多く、次に違反事例なしで約2割であった。
- ・ その他では、⑥の失効の告示と同時期に実施していると考えられる自治体が多く、全体の約2割であった。また、一定の時期でなく事案の内容に応じて実施する自治体も多かった。
- ・ 警察へ情報提供をかねた相談や、指定期日までに返納しない場合は、警察へ電話相談し、警察から直接電話連絡してもらおうの対応をしている自治体も見受けられた。
- ・ 失効後の警察への相談・告発以外には、失効の事実について申請者・支局・警察に通知する、申請者へ番号標実費相当額の弁償を求める、引き続き申請者へ電話・文書・訪問により返納の督促をする等の対応が見られた。

5. 調査結果・分析のまとめ

- 本調査の結果・分析のまとめは以下のとおり

調査結果・分析のまとめ
①集計結果から、仮ナンバー保有組数、許可件数、違反率、担当職員数など、臨時運行許可事務の実態が自治体ごとに大きく異なることがわかった。
②分析結果から、返納期限があることの案内方法として、口頭だけでなく文書や許可証へ具体的な返納期日を示して説明するなどの対応が未返納を防止するために効果があると考えられる。
③期限内未返納となったまま未回収で失効の告示をせず1年以上も経過している事案を支障事例として確認した。